

令和 2年4月から 智頭町在住の高校生の通学費を補助します。

【補助に必要な条件は？】

- ・智頭町内に住所があり、実際に町内から学校に通う高校生
- ・鳥取県内の高等学校等※へ通っている
(公立・私立の高等学校、高等専門学校(3年次まで)、特別支援学校高等部、専修学校高等課程)
- ・バスや汽車の通学定期券を使っている
 - ・1ヶ月のバスと汽車の通学定期券代が7千円を超えている(特急料金は対象外です)

【補助される金額は？】 定期代の月額が7千円を超える金額を有効月数分 補助します。
(ただし、高校3年生の3月分は対象外です)

【書類提出の時期は？】

①通学費補助資格届を4月24日(金)までに提出してください。

- 提出が必要な方 …… 補助の対象となる方(補助を希望される場合)は提出してください。
- 記入する内容 …… 生徒の基本情報・通学方法・定期購入計画・補助金の振込先]
- 一緒に提出する書類 ①生徒手帳のコピーまたは在学証明書
②振込先の通帳(表紙+支店名が印字されたページ)のコピー

②補助金の申請は年4回。申請書は必要な時期に郵送させていただきます。
(※定期券のコピーを一緒に提出してください)

- ・第1期…6月末まで(4~6月分) …… 1ヶ月・3ヶ月定期を購入された方
- ・第2期…9月末まで(7~9月分) …… 1ヶ月・3ヶ月・6ヶ月定期を購入された方
- ・第3期…12月末まで(10~12月分) …… 1ヶ月・3ヶ月定期を購入された方
- ・第4期…3月末まで(1~3月分) …… 1ヶ月・3ヶ月・6ヶ月定期を購入された方

◎書類の提出先

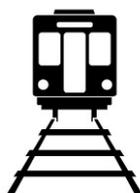
- ・平日の午前8時15分~午後5時15分までに教育委員会(役場2階)へご持参ください。
- ・高校生が提出されても構いません。必要書類は、役場で原本のコピーもできます。

◎補助金のお支払いは申請された月の翌月に指定の口座に振込みとなります。

【保護者の皆さまにおねがい】

この制度は、高校生の通学を応援することで将来の担い手を育て、保護者の経済的な負担を減らし、家庭での子育てをさらに充実させるための制度です。

地域交通は通勤・通学、買い物や通院など、私たちの生活に欠かせません。大切な公共交通を守り、暮らしと人材を次代に引き継いでいくため、通学には積極的にバス・汽車を利用させていただくようお願いします！



不明な点は気軽にお問い合わせください。
申請書は智頭町ホームページでも入手できます。

【問い合わせ先】 智頭町教育委員会 次世代育成担当 ☎ 0858-75-4119

